

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成29年5月1日

5

No. 134

今月の Q&A

相続税対策として夫から妻への贈与を考えています。
贈与税の特例はありますか。

夫の死亡に伴い住宅ローンの残債を団体信用生命保険金により返済しました。
この保険金については相続税が課税されますか？



今月のお知らせ

相続・遺言・生前贈与・事業承継 等

無料個別相談会のご案内

参加費
無料

平成29年5月17日

京都税理士法人財産管理部では、相続に関する無料個別相談会を随時受け付けております。
身近な税金（相続、遺言、生前贈与、事業承継、不動産賃貸経営、資産税に関するご相談）について
是非この機会にお気軽にご相談下さい。

日時

平成29年5月17日(水) 10:00-17:00

※事前予約制です。
※上記日程以外をご希望の方も別日程にて個別
対応させていただきます。お気軽にお問合せ下さい。
※ご相談は初回に限り無料です。
※効率よく相談を受けていただく為、相談内容に
関する資料などがございましたらご持参下さい。

時間割

下記時間帯にて予約制で実施 致します。

※ご希望の時間帯番号①-⑥をお申込時に
お伝え下さい。

5月17日(水)	
① 10:00-11:00	② 11:00-12:00
③ 13:00-14:00	④ 14:00-15:00
⑤ 15:00-16:00	⑥ 16:00-17:00

場所

京都税理士法人 京都本社

京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル



【アクセス】

- JR西大路駅から徒歩5分
- 市バス202系統で西大路九条下車すぐ

<お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部
受付：杉本

☎075-693-6363

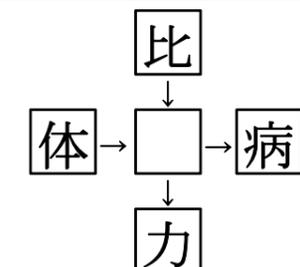
<お電話受付時間> 9:00-17:00 (土日祝除く)

今月の クイズ ?

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ
作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- 〔 ①比→□ ②体→□
③□→力 ④□→病 の4つの二字熟語が出来ます。 〕

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.133 平成29年4月号) の解答は【安】でした。



お問い合わせ

Q

相続税対策として夫から妻への贈与を考えています。贈与税の特例はありますか。

A

贈与税の配偶者控除があります。



贈与税の配偶者控除とは、夫婦間で居住用の不動産又は居住用の不動産を取得するための金銭を贈与した場合、110万円の贈与税の基礎控除額以外に最大2,000万円を控除することが出来る特例です。すなわち、最大2,110万円までは無税で贈与を行うことが出来ます。

この制度の適用を受けるためには、贈与をした年の翌年3月15日までに、一定の書類を添付した贈与税の申告書を税務署へ提出する必要があります。

夫婦間で財産を分散させ、将来の相続税負担を軽減させるための対策として使われることが多いです。

また、相続開始前3年以内の贈与であっても、配偶者控除額に相当する部分は相続財産に加算する必要はありませんので、相続直前の対策として効果があります。

<適用要件>

1. 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
2. 配偶者から贈与された財産が、自分が住むための国内の居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
3. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

(注) 配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。

<添付書類>

1. 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
2. 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
3. 居住用不動産の登記事項証明書その他の書類で贈与を受けた人がその居住用不動産を取得したことを証するもの



税理士 江後慎太郎

Q

夫の死亡に伴い住宅ローンの残債を団体信用生命保険金により返済しました。この保険金については相続税が課税されますか？

A

団体信用生命保険の保険金については相続税は課税されません。



ご相談のケースのように、団体信用保険（以下、団信）付きの住宅ローンでマイホームを新築し、完済する前に相続が開始した場合には、その被相続人（＝夫）の住宅関連の遺産はマイホーム（土地・建物）のみとなり、団信の死亡保険金も住宅ローン残債も相続税の計算からは除外されます。

団信とは、次の契約を内容として、住宅ローンの返済途中で被保険者（＝債務者）が死亡、高度障害になった場合に、債務者本人に代わって生命保険会社が住宅ローンの残債を銀行（＝債権者）に支払う保険をいいます。

<保険契約の内容>

- ◆契約者・保険金受取人：銀行（＝債権者）
- ◆被保険者：夫（＝債務者）
- ◆保険金額：死亡・高度障害時における住宅ローンの残額
※保険金の受領を停止条件に住宅ローンの残額を免除する特約を、銀行は夫との間で締結。

■ポイント1 ■保険金は「死亡保険金」として相続税の対象となるのか？

団信は契約者および受取人が銀行となるため、たとえ夫の死亡により支払われるものであっても、その死亡保険金は「みなし相続財産」とはなりません。つまり、相続税の課税対象にはならないということになります。

■ポイント2 ■住宅ローンの残債は債務控除（相続財産から差し引くこと）ができるのか？

住宅ローンの残債が団信で確実に補てんされ、相続人が支払うべきものではなく、債務控除の対象となる「確実に認められる債務」にはあたらないとして、相続財産から控除しない取扱いとなっています。



主任 牧本